

# 青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成24年7月5日付け答申第17号）の概要

## 第1 件名

「現場の確認状況」に記録された氏名等についての不訂正決定処分に対する審査請求

## 第2 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報を不訂正としたことは、妥当である。

## 第3 経緯

### 1 保有個人情報訂正請求 平成23年9月30日

「現場の確認状況（平成22年9月16日15:00ころ）」（以下「現場の確認状況1」という。）及び「現場の確認状況（平成22年9月16日15:30ころ）」（以下「現場の確認状況2」という。）に記録された氏名等の個人情報の削除を求める。

### 2 不訂正決定 平成23年10月28日

現場の確認状況1及び現場の確認状況2に記録された個人情報に訂正すべき誤りは認められないため。

### 3 審査請求 平成23年12月26日

不訂正決定の取消しを求める。

### 4 諮問 平成24年1月6日

## 第4 審査会の判断理由

### 1 現場の確認状況1及び現場の確認状況2に記載されている保有個人情報の「事実」に関する情報該当性について

訂正請求については、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第26条第1項において、同項に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」に関する情報であって、「評価・判断」に関する情報には及ばないと解される。

当審査会が見分したところ、現場の確認状況1及び現場の確認状況2は、苦情に対する調査を実施する警察側における事実認定を行うため、当事者である警察官に当時の状況を再現させ、当該警察官が供述した内容を記録したものであることから、現場の確認状況1及び現場の確認状況2に記載されている保有個人情報は、「事実」に関する情報である。

## 2 審査請求人の訂正請求について

1の「事実」に関する情報のうち、審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報は、次の部分である。

(1) 現場の確認状況1のうち、「日時、場所、実施者、立会人」及び「職務質問当時の申出者と警察官の位置関係を確認するため～ 警部補が担当した。」の部分を除いた部分

(2) 現場の確認状況2のうち「日時、場所、実施者、立会人」の部分を除いた部分

## 3 訂正の要否について

(1) 現場の確認状況1及び現場の確認状況2の作成経緯

青森県公安委員会（諮問実施機関）は、現場の確認状況1及び現場の確認状況2の作成経緯について、理由説明書において次のとおり説明している。

ア 青森県公安委員会は、審査請求人からの苦情申出書の提出を受け、当該苦情申出書に係る事実関係を調査するため、青森県警察本部地域課に事実関係の調査報告を求めた。

イ 同地域課は、同地域課課員を現地に派遣し、八戸署において、当該職務質問を実施した警察官2人から当時の状況を聞き取りした上、同駐車場で当時の職務質問の実施状況を再現させ、また、当該警察官2人の立会いの下、職務質問が行われた現場に赴き、職務質問の実施状況等を確認した。

ウ 同地域課は、これらの調査結果の記録として、現場の確認状況 1 及び現場の確認状況 2 を作成した。

## (2) 訂正の要否

現場の確認状況 1 及び現場の確認状況 2 の記載について、審査請求人は種々主張しているが、その趣旨は結局のところ、現場状況に関する記載内容が実際と異なる、という点にあると認められる。

しかし、当該記載は、職務質問の状況について、警察官 2 人がどのように述べたかという当該警察官の供述を記載した部分に過ぎない。

したがって、この記載内容が「事実でない」として訂正を要するか否かは、その記載が、当該警察官が実際に供述した内容と合致しているか否かをもって判断すべきこととなる。しかし、審査請求人からはこの点を裏付ける根拠は示されていない。よって、当該事実は訂正することはできない。

## (3) その他

審査請求人の主張は多岐にわたるが、その主眼は、当該職務質問の適法性・相当性を争うところにあると思われる。

しかし、当審査会は、実施機関が不訂正としたことが妥当か否かについて、審査請求人の主張、審査請求人から証拠として提出された資料、実施機関の説明等に基づき判断するものであり、当該職務質問に係る真実の解明をしたり、その適法性・相当性の判断をするものではない。

これらは、本来、他の手続において判断されるべきものである。

## 4 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求は、当該訂正請求に理由があると認められないことから、第 2 のとおり判断する。

## 第 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1 月 6 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成24年 1 月26日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成24年 2 月17日 ( 第22回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 2 月20日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成24年 3 月15日 ( 第23回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 4 月10日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成24年 4 月20日 ( 第24回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 5 月31日 ( 第25回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年 6 月15日 ( 第26回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

（平成24年7月5日現在）